横浜市社会福祉協議会
『共済 News』
＜vol. 7＞
2020 年-№5
6 月発行

【発行】 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課 共済担当
〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合ｾﾝﾀｰ 7 階
TEL 045-201-2218（平日 9 時～17 時） FAX 045-201-1661

◆事務担当者の方への情報提供や加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことなど（ホームページに掲載中）

◆**最新情報をメールで受け取れます。登録はこちらから** ⇒ 横浜市社協 メール配信 検索

◆共済事業にいつもご協力を賜り、ありがとうございます。

◆令和 2 年度第 1 回運営委員会は、書面による審議にて行いました。
表面は、『令和 2 年度の共済事業（運営方針）』についてお知らせします。

（裏面） 2．特集「重要事項説明書」の使い方② 3．7 月の事務スケジュール

1 『令和 2 年度の共済事業について』 ＜事業の運営方針です＞

1 事業の方針について

社会福祉施設・事業に従事する職員の福利厚生の充実を目的に、職員の確保・定着に寄与する制度として、事業主と職員双方が掛金を拠出し、それを原資にして退職金等の給付を行います。本会は事業主（共済契約者）から委任を受け、事業規程に基づき適正に事業運営を行います。

（1）適正な事業運営

資産については、十分な分散投資を行いつつ、「運用の基本方針」に基づき安全かつ有利に運用します。また、運営委員会を開催し、資産の運用状況について四半期ごとに確認する等、共済契約者、学識経験者等の意見を踏まえ適正な事業運営に努めます。

（2）情報発信力の強化

共済 News の定期発行（月 1 回程度）やメール配信（月 3 回程度）による迅速な情報提供、ホームページの充実に引き続き取り組み、制度ＰＲや事業の見える化を進めるなど、加入者の利便性の向上と発信力の強化に取り組みます。

（3）安全・確実なリスク対策等を目的にした新システム導入の取組

個人情報の保護をはじめセキュリティ対策の強化を目的にした新システムの導入については、先行する都市を参考にして導入コストの縮減等に努めます。

2 資産の管理・運用について

（1）資産運用委託機関について

令和 2 年度の資産運用委託機関については、引き続き、みずほ信託銀行と三井住友信託銀行の 2 行とし、幹事行も引き続き、みずほ信託銀行とし、退職一時金等の給付業務を含めて委託します。
なお、複数行による運用を開始して 3 年目に入り、2 行による運用実績を振り返り、検証・評価するための基準づくり等に着手します。

（2）運用ガイドライン（資産構成割合等）について

現行の資産構成割合については、令和 2 年度もこれを維持し、「運用に関する基本方針」（規程別表第 13）に従い、安全かつ有利な運用に努めます。

2　特集『重要事項説明書』の使い方②

- 加入される方へお渡しする**冊子「年金共済事業のご案内」**から、特にご承知いただきたいことにポイントを絞って作成しています。**加入時に必ずお渡しして、ご説明くださるようお願いします。**
- 掛金及び給付金（退職一時金等）について、必ず説明し、意向等を確認してください。
  ⇒ 特に、退職一時金等を給付できない場合等については重要です。
- 本会ホームページからダウンロードしてご利用ください。

★重要なポイントを抜粋します。

退職一時金の計算式です

＜退職一時金の計算＞

＜退職一時金＞　＝　加入期間の平均標準給与月額　×　支給乗率

- 支給乗率は、 表2「支給乗率表」のとおり、加入期間が長いほど大きくなり金額が増加します。

※「重要事項説明書」の裏面に 「掛金月額表」（表１）、「支給乗率表」（表２）を掲載しています。

＜市社協の事業運営と運営委員会の役割＞

- 市社協は事業主から委任を受けて共済事業を運営しています。そのため、運営委員会（事業主・加入者の代表や学識経験者等15名で構成）を四半期ごとに開催し、事業の運営報告や掛金（資産）の運用状況をチェックする等を行い、ご意見等を踏まえて適正な運営に努めています。また、事業運営に必要な経費として、事業主分の掛金から標準給与月額の0.7/1000を事務費に充てさせていただきます。

＜資産の運用・管理＞

- お預かりした掛金は、「運用の基本方針」（規程の別表13）に基づき、十分な分散投資を行い、安全かつ有利な運用に努めます。なお、経済動向等の変化により、制度を見直し、将来の掛金や給付率が変更になる場合があります。
  （⇒ 運営委員会に諮り、共済契約者の3/4以上の同意が必要です。）

７月もよろしくお願いします

3　７月の事務スケジュール

①【提出書類の締切日】 施 設・団 体 ⇒⇒⇒ 社協（共済担当） 7/10 必着

②【給付金振込日 （6/10 締め受付分）・ 支給通知書の発送】 7/10 予定

③【加入者の承認通知書 ・ 掛金請求書等 （7/10 締め受付分）】
社協（共済担当） 7/20 発送 ⇒⇒⇒⇒⇒ 施設・団 体

★★★　施設の事務担当者様あてに、最新情報を随時メール配信しています　★★★
市社協ホームページ（共済事業のページ）から アドレス登録が簡単にできます！

★社会福祉法人の皆様へ

現況報告書に「地域における公益的な取組」の記載をお願いします

📌社会福祉法において「地域における公益的な取組」の責務化（第２４条第２項）が示されており、公益性の高い法人として、取組を行い発信することが求められています。

📌多くの法人様が公益的な取組をなされているかと思いますが、対外的に発信し、実績を示していく必要があり、「現況報告書」の「11-2.地域における公益的な取組」に記載することが重要です。

現況報告書への記載例

📌**実習生の受け入れ**（現況報告での分類　⑦地域住民への福祉教育）

実習生や研修生等の受け入れによる、福祉人材の育成

📌**行事やバザーの開催**（現況報告での分類　⑨その他）

行事やバザーを通じた早期発見に向けた相談しやすい環境づくり

📌**災害時に備えた地域のコミュニティづくり**（現況報告での分類⑧地域の関係者とのネットワークづくり）

地域住民と連携した防災体制の構築

※詳細は、全国社会福祉協議会発行

「社会福祉法人・福祉施設の「地域における公益的な取組」の発信率 100%へ」のチラシをご覧ください。

現況報告書作成者の方へ

社会福祉法人・福祉施設の「地域における公益的な取組」の発信率100%へ

社会福祉法人制度改革による「地域における公益的な取組」の責務化の背景

社会福祉法人は
地域ニーズへ
十分に対応できているか？

社会福祉法人は
他の経営主体と比較して
高い公益性を発揮できているか？

↓

「地域における公益的な取組」の責務化
（社会福祉法第24条第2項）

社会福祉法人・福祉施設の実践が注目されている！
＜規制改革推進会議、税制調査会など＞

- 制度の狭間にあるニーズに対応しているか
- 生活困窮者への支援を積極的に行っているか
- 非課税とされているにふさわしい国家や地域への貢献を行っているか　など

↓

すべての社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を積極的に展開していることを発信することが重要

「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載を
発信率100%へ

全国社会福祉協議会　社会福祉施設協議会連絡会

現況報告書への記載・提出

- 毎年6月末までに、すべての社会福祉法人において「現況報告書」等の提出が必要です。提出は、WAMNET「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を使用し、各所轄庁に提出することとされています。
- 「現況報告書」の「11-2.地域における公益的な取組（地域公益事業含む）」に各社会福祉法人・福祉施設での取組を意識的に記載することが重要です。
- 記載する内容は、「①取組類型コード分類」、「②取組の名称」、「③取組の実施場所（区域）」、「④取組内容」です。

＜現況報告書＞

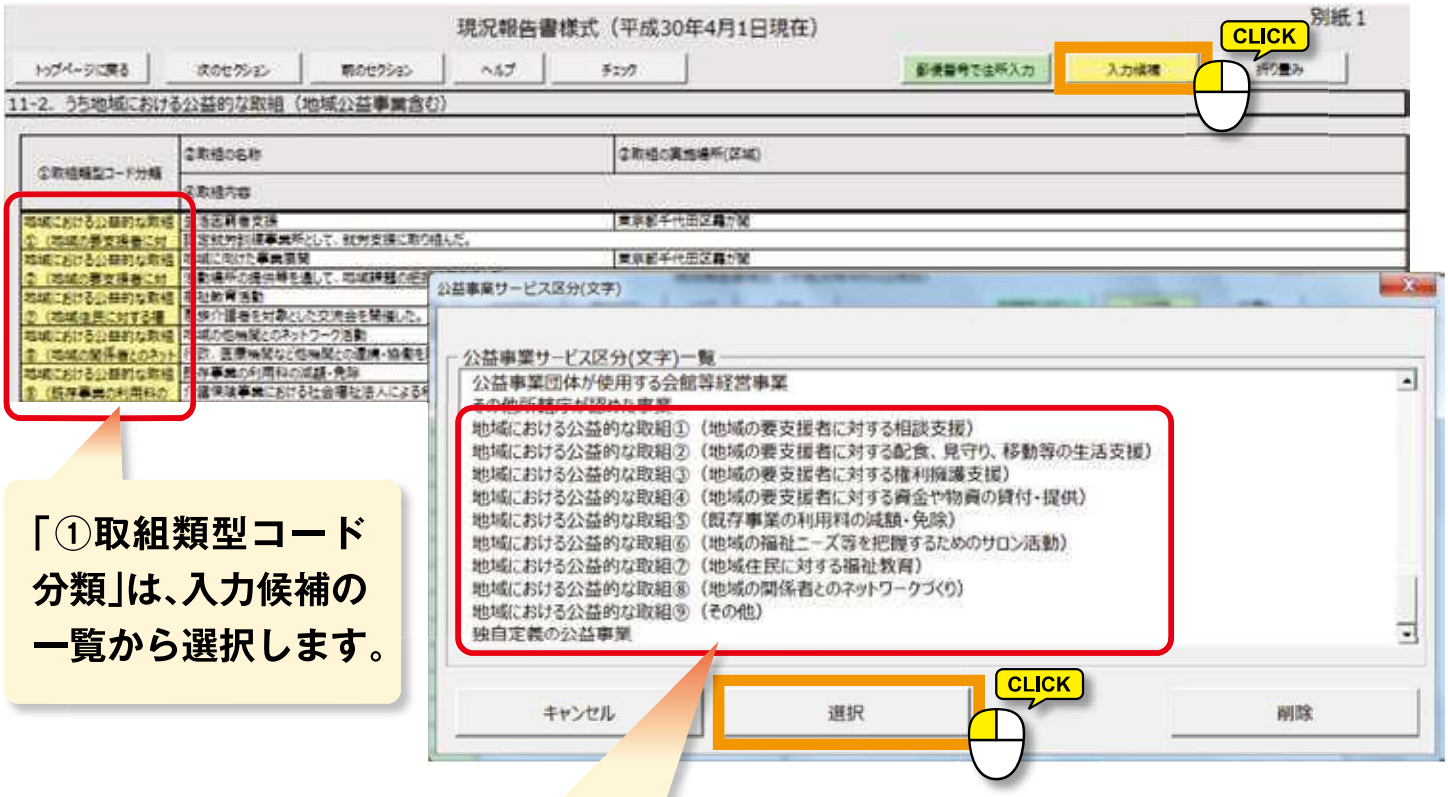

「①取組類型コード分類」は、入力候補の一覧から選択します。

＜取組類型コード分類＞

「地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援）」
「地域における公益的な取組②（地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援）」
「地域における公益的な取組③（地域の要支援者に対する権利擁護支援）」
「地域における公益的な取組④（地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供）」
「地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）」
「地域における公益的な取組⑥（地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動）」
「地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）」
「地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）」
「地域における公益的な取組⑨（その他）」

施設種別の特性や専門性を活かした取組と現況報告書への記載例

貴法人・施設では必ずいずれかの取組を実施しているはずです！
以下の取組例を参考に、現況報告書に記載してください。

施設種別／取組例	現況報告書での分類
種別共通	
☑実習生の受入れ 実習生や研修生等の受入れによる福祉人材の育成	⑦地域住民に対する福祉教育
☑行事やバザーの開催 行事やバザーを通じた早期発見に向けた相談しやすい環境づくり	⑨その他
☑複数法人間連携事業への参画 連携事業への参画による地域のセーフティネット構築	⑧地域の関係者とのネットワークづくり
☑認定就労訓練事業の実施 認定就労訓練事業としての生活困窮者への就労支援	①地域の要支援者に対する相談支援
☑災害時に備えた地域のコミュニティづくり 地域住民と連携した防災体制の構築	⑧地域の関係者とのネットワークづくり
保育所など	
☑地域の子育て家庭の相談支援 園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談	①地域の要支援者に対する相談支援
☑児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③地域の要支援者に対する権利擁護支援
☑子育てサロン 子育てサロンの実施による子育て家庭の居場所づくり	⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
社会的養護関係施設など	
☑施設退所者への継続的な支援 児童養護施設退所者への相談支援	①地域の要支援者に対する相談支援
☑児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③地域の要支援者に対する権利擁護支援
障害福祉関係施設など	
☑障害の理解促進の取組 地域住民の交流による障害の理解促進	⑦地域住民に対する福祉教育
☑買い物支援サービス 移動が困難な障害者等に対して買い物支援サービスを実施	②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
高齢者福祉関係施設など	
☑配食サービス 高齢者世帯に夕食を低額で配り安否確認を実施	②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
☑認知症カフェ 認知症カフェの開催による認知症への理解と課題共有	⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
☑利用者負担軽減制度 低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免	⑤既存事業の利用料の減額・免除
救護施設など	
☑生活困窮者への自立支援 施設退所者に対する自立相談支援を実施	①地域の要支援者に対する相談支援
☑生活困窮者への生活費支援 生活困窮者への生活費支給や物資の貸付	④地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供

「地域における公益的な取組」の解釈の明確化

- 平成30年1月23日の通知改正(※)により、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られました。
- 無料または低額な料金で提供されることは基本としつつも、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても対象に含められることとなりました。

(※)社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号／平成30年1月23日)

要件③ 無料又は低額な料金で提供されること

対象となる取組に係る解釈の明確化

要件①
社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

要件②
日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

○支援が必要な者が間接的に利益を受ける取組
○地域の創意工夫やニーズに合わせた取組

- この明確化により、例えば、
  - 住民の居場所(サロン)、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
  - 住民ボランティアの育成
  - 災害時に備えた地域のコミュニティづくり
  - 行事やバザーの開催や環境美化活動、防犯活動(※)
  - 住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会　等

(※)間接的に社会福祉の向上に資する取組の場合

社会福祉法人・福祉施設の持つ専門性やノウハウを活用した多様な取組も該当することになりました。

全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会

全国社会福祉協議会　社会福祉施設協議会連絡会
〒100-8980　東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル　TEL 03-3581-7819　FAX 03-3581-7928

2019年3月発行